



学生の皆様

アルバイト先のトラブル

相談
無料

ひとりで悩まず相談しよう！

例えば・・・

無理なシフト

辞めさせてくれない



休憩がとれない

労働時間や時給等が
示されない

セクハラ・パワハラ

電話
来所相談

- ・ 専門の相談員が対応します。
- 受付時間：月～金 9：00～12：00／13：00～16：00（祝日、年末年始除く）
- フリーアクセス 0120-9-39610（固定電話から）
- ※携帯/IP 電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。

静岡県 労働相談



メール
相談

- ・ 電話/来所が困難な場合は、静岡県 HP(二次元コード)からご相談ください。



※詳細は、最寄りの各県民生活センターまでお問い合わせください(下記参照)。

静岡県県民生活センター

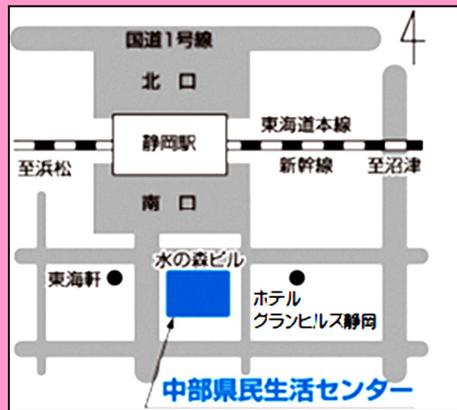
東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)

電話：055-951-9144



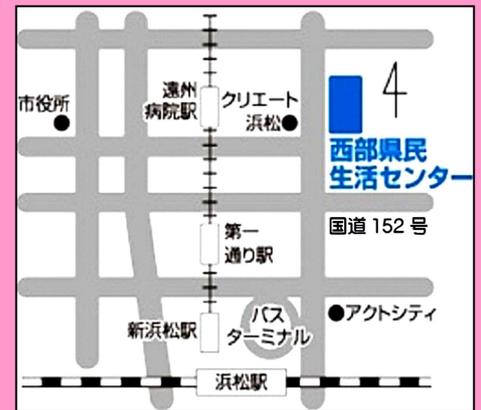
中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)

電話：054-286-3208



西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)

電話：053-452-0144



静岡県経済産業部就業支援局産業人材課
静岡県労働委員会事務局調整審査課

電話：054-221-2817
電話：054-221-2280

アルバイトを始める前にチェックしましょう！

1. 労働条件は書面で交付してもらいましょう。

アルバイト先から労働条件を書いた書面を必ずもらい、契約期間・労働時間・時給などを確認しましょう。
なお、静岡県の最低賃金は1,097円/時（R7.11.1～）で、研修期間中でも適用されます。
（最低賃金は毎年10月頃に改定されます。）

2. アルバイト先がシフトを強制することはできません。

最初に決めた曜日や時間を無視して、勝手にシフト変更されたり、シフトに組み込まれたりすることがあったら、はっきりと断るようにしましょう。また、学校の行事やテストなどで、アルバイトに行くのが難しい日がある場合は、早めに雇い主の方に相談するようにしましょう。

3. 働く人として、必要なマナーやモラルを守りましょう。

学生アルバイトにも働く人として社会的な責任が伴います。

原則として、アルバイトを含む労働者はいつでも退職の申し入れができます。契約期間が定められていないときは、退職の申し入れ後2週間経てば辞めることができます。

ただし、急に辞めてしまうとアルバイト先も困ってしまいます。円満退職できるようにアルバイト先とよく話し合しましょう。「代わりを見つけてこないで辞めさせない」というのは法的に認められませんので、そのような場合には、学校や県民生活センターの窓口にご相談してみましょう。

アルバイトすることを考えている学生のみなさん。学生アルバイトは立派な「労働者」ですので、法律で守られます。アルバイト先で何か困ったことがあったら、早めに相談しましょう。

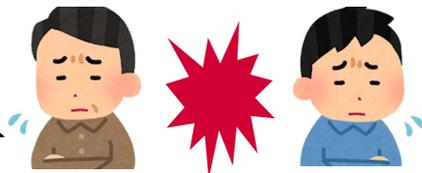


労働相談の内容によっては、
県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。～無料・迅速簡易・中立公正～

あっせんとは …… 3名のあっせん員が当事者双方に歩み寄りを促し、
トラブル解決を支援する制度です。

例えば…

アルバイトだから
書類は作らなくて
いいだろう



経営者

バイト従業員 A さん(あっせんを申請)

面接で聞いていた時給とちがう！
労働時間や時給について記載された
書類ももらっていない…

〈あっせんの流れ〉

あっせん員が
Aさんと経営者の
双方からそれぞれ
丁寧に話を伺います。

あっせんの場で、
Aさんと経営者の主張を
調整します。

調整の結果、
Aさんは、労働時間や時給などを
記載した書面を交付してもらい、
元気に働いています。

あっせんについての申請・お問い合わせは各県民生活センター内の
相談所へ（連絡先は表面に記載）
卒業後、就職してからでも本制度はご利用いただけます。

労働委員会に
ついてはこちら！

